

# 決議・意見書

## 「言論封じ」のあらゆるテロを許さない決議

二〇〇六年八月十五日、元自民党幹事長加藤紘一氏の山形県鶴岡市にある実家と事務所が全焼した。敷地内で腹部を切つて倒れている男が見られ、男は東京都内の右翼団体幹部であることが判明した。九月十九日のこの男は、現住建造物等放火罪と住居侵入罪で起訴された。

事件が発生した八月十五日早朝、小泉首相はA級戦犯が合祀される靖国神社に参拝している。国内をはじめ、中国、韓国などアジア諸国からの批判など賛否両論の中での参拝であり、加藤氏は自民党内で首相の靖国参拝に疑問を呈していた。男の所属する右翼団体は、過去にも天皇訪中に関連し、当時の宮澤首相の私邸前で割腹自殺未遂を起こしている。この放火は、加藤氏の言動を敵視する者による、まぎれもない「言論封じ」のテロと言える。

また、昨年には小林陽太郎富士ゼロックス会長宅に銃弾が郵送され、今年一月には自宅玄関前に火炎瓶が置かれた。そして、今年七月には日経新聞東京本社に火炎瓶のようなものが投げ込まれている。小林会長は「新日中友好二十一世紀委員会」座長として、昨年からは小泉首相の靖国参拝を批判しており、日経新聞は靖国参拝の是非をめぐる議論を呼んだ「昭和天皇発言」の富田メモを手、スクープしていた。事件とこれらの政治的背景は、実行犯が明らかになっていないため闇の中であるが、これらの事件も自由な発言への恐喝・脅しではないかと推測される。自由な発言が守られなくては民主主義はない。これは、戦前治安維持法下での言論弾圧を経験している我が国の歴史的教訓である。

よって、本市議会はテロによる言論封じを許さず、民主主義の生命である、自由な発言を守り、実践することを改めて議会の名において表明する。

以上、決議する。

## 米国の未臨界核実験に強く抗議する決議

アメリカ合衆国エネルギー省は、二〇〇六年八月三十日、西部ネバダ

州の核実験場で未臨界核実験「ユニコーン」を実施した。

今回の核実験は、一九九七年以来通算二十三回目、ブッシュ政権下では十回目で今年二月に続くものである。

米国が核実験に反対する国際世論を無視し、未臨界核実験を強行したことは極めて遺憾である。

核実験は、核実験と核兵器開発の中止、核戦争戦略の放棄など二〇〇〇年五月に合意された「核兵器廃絶の明確な約束」やCTBT(包括的核実験禁止条約)の精神に背き、核兵器廃絶と恒久平和を願う国際世論に逆らった行動である。

本市は、一九八二年七月に「核兵器廃絶平和都市宣言」を採択し、核兵器廃絶と平和を願い募金活動に取り組んできている。核兵器廃絶と恒久平和の実現は、被爆国日本の国民共通の悲願である。

よって、本市議会は米国が強行した未臨界核実験に強く抗議するとともに、核兵器廃絶の取り組みを強く求めるものである。

以上、決議する。

## 地元との協議を最優先し、キャンプ座間再編関係の予算化を含め工事を進めることのないよう強く求める意見書

本市は、基地の強化・恒久化は市是として反対で、真の負担軽減は基地恒久化の解消にあるというこれまでの基本姿勢をもって政府と協議を重ねてきた。

さらに、協議を進めている間は、キャンプ座間内の再編関係工事等を絶対に進めることなく、地元との協議を最優先に進めることを求めたいところである。

しかし、防衛庁は米陸軍第一軍団新司令部と陸上自衛隊の中央即応集団司令部をキャンプ座間に計画している在日米軍再編に絡み、来年度予算の概算要求で即応集団司令部設置のために測量・調査費約七百万円を計上していることは誠に遺憾である。

このことは、本市との協議経緯を無視するもので信義にもとるものと言わざるを得ない。

よって、本市議会は政府に対し、本市との協議を最優先し、キャンプ座間内の再編関係の予算化を含め、絶対に関係工事を進めることのないよう強く求めるものである。

## 必要な介護サービスを求める意見書

二〇〇六年四月から改正された介護保険法が全面施行され、多くの高齢者は公的サービスを十分に受けられなくなっている。

要介護1以下の軽度の高齢者は、四月から原則として車椅子や介護ベッドなどの貸与が受けられなくなり、従来の利用者への経過措置も九月末日が期限とされる中で、高齢者の不安が高まっている。

厚生労働省は、「機械的一律に用具の回収をしないように」とする事務連絡を都道府県に出しているが、現場では「一定の条件」に該当する人を含めて、一律に用具を回収する事態が起きている。

よって、本市議会は政府に対し、要介護1以下の軽度の高齢者から福祉用具などの取り上げを中止し、必要なサービスを今までどおり利用できるよう指導の徹底を強く求めるものである。

## 障害者自立支援法の利用者負担の軽減策の拡充を求める意見書

二〇〇六年四月から始まった障害者自立支援法は、障害者に対し、原則1割の応負担が導入され、利用者負担増による施設からの退所や報酬の激減による施設運営の悪化など障害者の自立を難しくし、深刻な問題を引き起こしている。

十月からはこれに加え、市町村の事務事業である障害程度区分認定とこれに基づく支給決定、生活支援事業などが始まり、補装具、障害児施設も1割の利用料となり、障害者、家族の負担はさらに増加する。

よって、本市議会は政府に対し、障害者の1割負担の軽減策の枠を広げ、さらに、地域生活事業の国庫負担額を大幅に上げるとともに、「ユニケーション事業・日常生活用具給付事業については国の責任により軽減策を強く求めるものである。

